

平成26年度芸術文化連携推進事業「みんなの芸術文化体験事業(派遣型)」

企画・コーディネート業務委託

仕様書

1. 本仕様書は、「平成26年度芸術文化連携推進事業『みんなの芸術文化体験事業(派遣型)』企画・コーディネート業務委託」を実施するための仕様書である。

2. 業務の目的及び内容は次のとおりとする。

(1) 1. 事業の目的

「みんなの芸術文化体験事業(派遣型)」は、高齢者や障がい者、子ども達に対し、アーティスト等による表現手法を用いたワークショップを実施することにより、生きがいがづくりや活力の向上を図ることを目的としている。

具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設等に、芸術家等を派遣し、ワークショップを開催する。

(2) 業務の概要

【派遣型】

高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設の各施設にアーティストを派遣し、参加型のワークショップを開催

①施設側の要望に応えられる企画の立案・アーティストの選定、招聘

ア) 施設数は、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設から4施設程度を予定

※施設の選定は県が行う。

イ) 基本形として、アーティストが施設に訪問し、施設入居者、施設利用者等とワークショップを実施

ウ) ワークショップの内容については、施設側の意向や条件等を十分踏まえて企画を立案

エ) ワークショップの企画趣旨に合ったアーティストの選定、交渉
基本的に1カ所、1日あたり1名とする。

※アーティストへの謝金・旅費の支払いについては、県が行う。

謝金基準：35,000円/日

旅費基準：県の旅費規程によるものとする。

アーティストに対する謝金・旅費は、県が直接執行するため、本業務委託の積算には含まれていない。

②ワークショップの開催・運営

- ア) 開催回数 ～ 全 15 回以上
- イ) 開催場所 ～ 県が予め選定した高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設等
- ウ) 時間等 ～ 施設側の意向やプログラムにもよるが、1 回あたり、1 時間から 2 時間程度を想定
- エ) その他 ～ ワークショップに必要な資材等については、施設側とも調整を行った上で、受託者が準備する。
施設側の要望等に応じ、柔軟に対応できるよう留意すること。

(3) 委託業務の積算に含まれるもの

- ・コーディネーター人件費
- ・アシスタントスタッフ人件費（ワークショップの開催補助）
- ・旅費（アーティストおよび施設、県庁との打ち合わせ、
ワークショップ開催にかかるもの）
- ・その他、下記「県が支出するもの」を除く、ワークショップ開催経費
「県が直接支出するもの」
ワークショップを行う芸術家等への謝金及び旅費

(4) 本事業に関する特記事項

受託者は、委託者（県）と緊密に連携しつつ、業務を円滑に遂行するものとする。

3. 機密保持及び個人情報の保護

受託者は、この業務に関し、知り得た業務上の機密を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

受託者は、この業務に関し、必要な機密情報（相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたものをいう。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の取扱いについて、別紙「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

4. 契約期間

契約締結の日から平成 27 年 3 月 16 日まで

5. 委託予算限度額

3,876 千円（消費税を含む）

6. その他

本業務委託の実施について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方の協議の上、定めるものとする。

【別紙】

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報了他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

※注 委託業務が個人情報の収集をその内容としない場合、この規定は不要となる。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を

受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(返却及び破棄)

第7条 乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の履行のために必要がなくなったときには、甲の指示に従い、甲から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。なお、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、甲乙が協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 乙は、機密情報又は個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること
 - (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること
 - (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること
 - (4) 更新履歴(削除した内容・追加入力した内容等)を確認できること
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること
 - (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること
 - (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること
 - (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと
 - (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること
 - (10) 安全な輸送に必要な体制(輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等)を整備すること
- 2 乙は、甲の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合(事前に甲の承諾を得た場合に限る。)を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

（知的財産権）

第10条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

（対象外）

第11条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- （1）提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- （2）提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- （3）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- （4）機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- （5）保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

（従事者への周知）

第12条 乙は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第14条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は知事、「乙」は受託者をいう。